

端末購入規約

第1条 (規約の適用等)

1. 端末購入規約（以下「本規約」という）は、LINEモバイルサービスに対応した端末（以下「対応端末」という）をLINEモバイル株式会社（以下「当社」という）から購入される方（以下「購入者」という）に適用されます。
2. 当社は、当社が必要と判断する場合、本規約の目的の範囲内で、本規約を変更することができます。この場合、当社は、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容ならびにその効力発生日を、当該効力発生日より前に、[LINE モバイル ウェブサイト](#)上の適宜の場所への掲示その他当社が適当と判断する方法により周知します。本規約の変更は、周知された効力発生日からその効力を生じるものとします。

第2条 (対応端末の売買契約の成立)

1. 購入者は、対応端末の購入を希望する場合、購入予定の対応端末の機能、仕様、特徴および販売価格を十分理解した上で、当社指定の方法に従って対応端末の購入申し込みを行うものとします。
2. 購入者および当社との対応端末に関する売買契約（以下「本件売買契約」という）は、前項に基づく購入申し込みを当社が受け付け、これを承諾した時点で成立するものとします。かかる承諾は、当社所定の方法（「商品発送のお知らせ」を含むが、それに限らない）で購入者へ通知します。
3. 対応端末について当社が購入数量等を制限している場合、購入者は、その数量の範囲内で対応端末の購入申し込みを行うことができます。

第3条 (申込条件)

1. 対応端末の購入の申し込みは、以下の各号に掲げるいずれかの時点において、行うことができます。
 - ① 「[LINE モバイル サービス利用規約](#)」（以下「主契約」という）に基づくサービス（以下「本サービス」という）の申し込み時。なお、この場合、主契約に同意の上で、対応端末の購入の申し込みを行ってください。
 - ② 前号の時点で申し込みを行わなかった購入者については、主契約に基づくサービスの課金開始日から3ヶ月が経過した日以降
2. 前項の定めにかかわらず、以前に当社から対応端末を購入（分割払いによる購入を含む）したことがある購入者については、当該対応端末の販売代金の支払完了の日（一括払いの場合）または当該対応端末の購入の申し込みを当社が承諾した日（分割払いの場合）から3ヶ月が経過する日（同日を含まない）までは、対応端末の購入の申し込みを行うことができません。
3. 以下の各号のいずれかに該当する場合は、購入者の方であっても申し込みを承諾しない場合があります。また、購入者は、これらに該当しないことを、当該申し込み時点において、表明し、保証するものとします。
 - ① 申込情報に虚偽の情報があった場合
 - ② 料金の滞納のおそれがある場合
 - ③ 当社の業務遂行上支障がある場合

- ④ 主契約が解除もしくは解約され、またはそのおそれがある場合
 - ⑤ 本サービスの利用が中断もしくは停止され、またはそのおそれがある場合
 - ⑥ 当社に対して MNP 予約番号を発行の申し込みを行っている場合。ただし、当該 MNP 予約番号の有効期限が到来したときを除く。
 - ⑦ 当該端末の購入の申し込みの日の直近の当社による料金請求を滞納した場合
 - ⑧ その他当社が申し込みを承諾することにつき不相当と判断した場合
4. 当社は、購入者による対応端末の購入申し込みに関し、対応端末の配送が完了したか否かにかかわらず、第三者によるなりすまし等の不正行為のおそれがあると判断した場合、本人確認のために当該申し込みの支払いにかかるクレジットカードおよび銀行口座等の名義人ならびに当該クレジットカード等の発行会社および金融機関等に対して注文情報を開示する場合があります。また、当該注文行為が購入者本人によるものでないと確認したときには、当社は当該注文にかかる本件売買契約を解除することができます。

第4条 (申し込み可能な対応端末数)

購入者は、1度の申し込みにつき1つの対応端末のみを申し込むことができます。

第5条 (支払方法)

購入者は、当社が定める対応端末の販売代金（以下「端末代金」という）を、当社が別途定める場合を除き、当社が定める支払期日までに、主契約に定める LINE モバイルサービスの利用料金の支払方法に準じて、支払うものとします。

第6条 (対応端末の所有権)

対応端末の所有権は、クレジットカード会社等から当社が端末代金の全額のお支払いいただくまでは、当社が留保します。対応端末の料金の全額をお支払いいただいた時点で、対応端末の所有権は、クレジットカード会社等の定める規約に従って、購入者またはクレジットカード会社等に移転します。

第7条 (対応端末の引き渡し)

1. 当社が購入者からの申し込みを承諾した後、当社から購入者へ対応端末を発送します（送料は当社負担）。発送先住所等は、主契約で登録いただいている購入者情報とします。なお、対応端末の発送は、購入者が指定する決済方法による端末代金の決済が可能であることが確認された後となります。
2. 前項に基づく配送の完了をもって、当社の売主としての引渡義務が履行されたものとします。

第8条 (初期不良等および保証)

1. 購入者は、対応端末到着後7日以内に（以下「初期不良等連絡期限」という）、対応端末の種類および動作状態等について確認を行い、①配送当初から正常に動作しないこと、②配送に起因して破損が生じていること、または③その他当社の責めに帰すべき事由により商品手配違い等が生じていること（以下、①、②、③を総称して「初期不良等」という）を発見した場合には直ちに、当社のLINEモバイルカスタマーセンターに連絡するものとします。購入者からの当該連絡受領後、購入者は、LINEモバイルカスタマーセンターの指示に従い、初期不良等がある対応端末を着払いにて当社が指定する場所に、遅滞なく返送するものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、対応端末が中古端末である場合、前項①および②の事由は初期不良等として取り扱わず、以下の各号に掲げる事由を初期不良等に含めるものとします。なお、第2号に定める初期不良等については、初期不良等連絡期限を対応端末到着後2年とします。
 - ① 次に掲げる中古端末の動作不良があること
電源が入らないこと、タッチパネルが反応しないこと、ディスプレイが映らないこと、内臓スピーカーから音声がかえらないこと、各種ボタンが反応しないこと、バイブレーションが機能しないこと、カメラ・フラッシュが機能しないこと、充電機能が利用できないことまたは当社のSIMカードを認識しないこと
 - ② 中古端末が購入者の責めに帰すべき事由なく、その販売元となる通信事業者によるネットワーク利用制限対象となっていること
3. 購入者は、第1項または第2項に定める場合以外の対応端末の保証については、対応端末ごとの端末製造事業者の保証規定または海外製端末に限り当社が別途規定する保証規定に従うことを了承し、別段の定めがない限り、当社が対応端末の保証について一切の責任を負わないことに同意します。保証の内容は、対応端末に同封された端末製造事業者の保証書（海外製端末の場合には、保証書が同封されていない場合がある）または海外製端末につき当社が別途規定する保証のとおりとします。
4. 対応端末について、購入者の責めに帰すべき事由に基づく場合または以下の各号に基づく場合（中古端末以外の対応端末については、第1号から第5号までのいずれかの場合に限る）、初期不良等には該当しないものとします。
 - ① 火災、地震、水害、落雷、その他の天災等の不慮の事故による場合
 - ② 接続時の不備に起因する場合、または接続している他の端末に起因する場合
 - ③ 取扱説明書または製品仕様書の記載事項に反する使用および保管による場合
 - ④ 購入者が改造、調整、部品交換等を行った場合
 - ⑤ その他、対応端末の引渡後の輸送、移動時の落下・衝撃など不適切な取り扱いによる場合
 - ⑥ キズ、破損、色あせ、汚れ、劣化その他の中古端末の外観状態が理由の場合（中古端末の外観状態が当社の販売ホームページで表示されたものと明らかに異なる場合は除く）
 - ⑦ 中古端末のバッテリーの寿命、消耗具合等が理由の場合
 - ⑧ 当社にて確認または再現ができない動作不良またはネットワーク利用制限が理由の場合
5. 第1項の定めにより返送された対応端末の初期不良等が当社にて確認できた場合、当社は、購入者に対し、対応端末を発送します（送料は当社負担）。
6. 購入者は、第1項または第2項の場合においても本規約に基づく債務を免れることはできないものとし、また本件売買契約の解除もできません。

第9条 (契約の解除)

1. 当社に通知した住所に対応端末を配送したにもかかわらず、購入者に対応端末の受領を不当に拒んだり、遅らせたりした場合、または購入者の不在等により対応端末の引き渡しができず、かつ対応端末の発送のときから一定期間が経過してもなお当該購入者から何らの連絡も無い場合、購入者との本件売買契約を解除することができます。
2. 前項の場合において、購入者に責めに帰すべき事由がある場合、当社は、購入者に対して、当社が被った損害の賠償を求めることができます。

第10条 (免責)

当社は、商品の商品性または購入者の使用目的への適合性等に関していかなる保証も行わないものとします。

第11条 (対応端末の使用・保管)

購入者は、対応端末が常時正常な使用状態および十分な機能を保つように保守、点検および整備を行うものとし、対応端末が損傷したときは、その原因の如何を問わず修繕・修復し、その一切の費用を負担します。この場合、当社は何ら責任を負いません。

第12条 (対応端末の毀損)

対応端末の引渡完了後に生じた対応端末の滅失、毀損その他一切の危険はすべて購入者の負担とし、購入者はこの契約に基づく債務を免れることはできません。また、これを理由としてこの契約の変更または解除をすることはできません。

第13条 (禁止事項)

1. 購入者は、所有権が当社から購入者に移転するまで、対応端末について質入、売却、贈与または貸与等、当社の権利を侵害する一切の行為をしてはなりません。
2. 購入者は、本規約に係る契約者としての地位を、第三者に譲渡することはできません。

第14条 (その他)

本規約に定めのない事項については、主契約の記載に準じます。

第 15 条 （主契約の終了）

主契約が解約された場合（主契約の料金未納等による契約解除を含む）、当社は本件売買契約を解除することができます。

第 16 条 （準拠法および管轄）

本規約の準拠法は日本法とします。本規約に関連または付随して発生した紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(附則)

本規約は、2016年8月4日から実施します。

2016年9月5日一部改訂

2017年10月24日一部改訂

2018年2月21日一部改訂・名称変更

2018年7月2日一部改訂

2018年12月3日一部改訂

2019年9月4日一部改訂

2020年3月31日一部改訂

2020年5月25日一部改訂

2020年8月26日一部改訂

2020年11月25日一部改訂

2021年1月27日一部改訂